

浦安市救急医療体制維持確保臨時補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年2月14日

浦安市長 内 田 悦 嗣

## 浦安市告示第 号

浦安市救急医療体制維持確保臨時補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市救急医療体制維持確保臨時補助金交付要綱（令和2年告示第132号）の一部を次のように改正する。

別表補助対象者のうち、千葉県知事より救命救急センターに指定し、又は救急基幹センターに承認されている医療機関の項補助上限額の欄中「10,000,000円」を「20,000,000円」に改め、同表補助対象者のうち、上記以外の医療機関の項補助上限額の欄中「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市救急医療体制維持確保臨時補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。